

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「精神障害者保健福祉手帳申請に係る文書一式（直近のもの1人分）」の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

精神障害者保健福祉手帳取得のために、申請者が市を介して愛知県へ申請した精神障害者保健福祉手帳交付申請書及びその添付資料である診断書（精神障害者保健福祉手帳用）である。

(2) 非公開とした理由

まず、精神障害者保健福祉手帳交付申請書のうち、申請者に関する住所、印影、氏名、性別、生年月日、電話番号及び宛名番号並びに連絡先となる家族の氏名、続柄、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

次に、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）については、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、病名、初診年月日、発病から現在までの病歴、治療の経過及び内容、現在の病状、状態像等が記載されており、精神障害者保健福祉手帳を取得しようとする者は、精神疾患を患い、精神的に不安定である場合が多く、たとえ家族であっても治療を受けていることを第三者に知られたくないと考

える者もあり、本件診断書を公開した場合、精神的苦痛を受けることが予想される。よって、特定の個人を識別することができない場合にあっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成25年5月13日付けで行った本件文書の公開請求に対して、市長が同月16日付けで一部公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

条例第6条第1項第1号に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないことができる権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。以下、本件文書の非公開部分が、当該規定に該当するか検討する。

まず、精神障害者保健福祉手帳交付申請書のうち、申請者に関する住所、印影、氏名、性別、生年月日、電話番号及び宛名番号並びに連絡先となる家族の氏名、続柄、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

次に、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）については、特定の個人を識別することができない場合にあっても、個人の人格と密接に関係する情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でない。よって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

以上により、本件文書のうち、一部を非公開としたことは、妥当である。

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
25. 8. 15	○諮問（第72号）
25. 8. 23	○実施機関から非公開理由説明書を受理
25. 8. 23	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
25. 9. 6 (第54回全体会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○審査
25. 10. 9	○答申内容の決定

氏 名	所属団体等
河 邊 伸 泰	弁護士
今 里 佳奈子	愛知大学
見 目 喜 重	豊橋創造大学
寺 部 光 敏	弁護士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員